⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Okamoto Director-General of Kyusyu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The kitagawa Second bridge (P4～A2) route 10 in Miyazaki Prefecture
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 21 June 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 13 August 2010 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 13 August 2010 Or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 13 August 2010)
⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2533, 2534

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年５月21日
契約担当役　国立大学法人弘前大学
財務・施設担当理事　渡辺　政美

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　02
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　弘前大学（医病）基幹・環境整備（外構整備）工事
⑶　工事場所　青森県弘前市本町53　弘前大学本町団地構内
⑷　工事概要　本工事は、駐車場約11,000㎡（ＲＣ造、地下１階、3,800㎡を含む）を整備するものである。
なお、関連する電気設備、機械設備及びエレベータ設備工事については、別途発注する予定である。
⑸　工期　平成23年３月31日（木）まで。
⑹　使用する主な資材等　コンクリート約5,000m^3　鉄筋約740ｔ　鉄骨約430ｔ
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願（様式任意）を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページの電子入札システムにより行う。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から、「弘前大学（医病）基幹・環境整備（外構整備）工事」に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。
⑴　国立大学法人弘前大学契約事務取扱規程第22条及び第23条に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること
⑷　元請として、平成12年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上４階建以上かつ延べ面積3,000㎡以上の病院の新営工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建以上かつ延べ面積1,500㎡以上の病院の新営工事
⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。
⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。
②　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置」（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。
⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。